

安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

安芸高田市介護保険条例(平成 16 年条例第 116 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章及び第 2 章 (略)	第 1 章及び第 2 章 (略)
第 3 章 保険料 (保険料率)	第 3 章 保険料 (保険料率)

第 4 条 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。))第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。))の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。))第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 35,490 円
- (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 53,430 円
- (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 53,820 円
- (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 70,200 円
- (5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 78,000 円
- (6) 次のいずれかに該当する者 93,600 円

ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第 19 条第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下「合計所得金額」という。))が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))であって、その者が課される保険料額(法第 129 条第 2 項に規定する保険料額をいう。以下同じ。))についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 101,400 円

ア 合計所得金額が 210 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除

第 4 条 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。))第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。))の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。))第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 40,500 円
- (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 58,725 円
- (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 60,750 円
- (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 70,875 円
- (5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 81,000 円
- (6) 次のいずれかに該当する者 97,200 円

ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第 19 条第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下「合計所得金額」という。))が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。))であって、その者が課される保険料額(法第 129 条第 2 項に規定する保険料額をいう。以下同じ。))についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 105,300 円

ア 合計所得金額が 210 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除

く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 117,000 円

ア 合計所得金額 320 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 132,600 円

ア 合計所得金額 420 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 148,200 円

ア 合計所得金額 520 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 163,800 円

ア 合計所得金額 620 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 179,400 円

ア 合計所得金額 720 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の

く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 121,500 円

ア 合計所得金額 320 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 137,700 円

ア 合計所得金額 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 141,750 円

ア 合計所得金額 600 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 162,000 円

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 187,200円

- 2 所得の少ない第1号被保険者について保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,230円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,230円」とあるのは、「37,830円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,230円」とあるのは、「53,430円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
第2期 8月1日から同月31日まで
第3期 9月1日から同月30日まで
第4期 10月1日から同月31日まで
第5期 11月1日から同月30日まで
第6期 12月1日から同月25日まで
第7期 1月1日から同月31日まで
第8期 2月1日から同月末日まで

2から4まで (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

2 所得の少ない第1号被保険者について保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,300円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,300円」とあるのは、「38,475円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,300円」とあるのは、「56,700円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 4月1日から同月30日まで
第2期 6月1日から同月30日まで
第3期 8月1日から同月31日まで
第4期 10月1日から同月31日まで
第5期 12月1日から同月25日まで
第6期 2月1日から同月末日まで

2から4まで (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ、第 12 号ロ又は第 13 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 13 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第 7 条及び第 8 条 削除

3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロ

に該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 9 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(普通徴収の特例)

第 7 条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第 1 号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第 1 号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第 8 条 前条第 1 項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の 2 分の 1 に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の規定による納入の通知の交付を受けた日から 30 日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

<p>第 9 条から第 13 条の 2 まで (略)</p> <p>第 4 章及び第 5 章 (略)</p>	<p><u>2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第 1 項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。</u></p> <p>第 9 条から第 13 条の 2 まで (略)</p> <p>第 4 章及び第 5 章 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の安芸高田市介護保険条例の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。